豊橋市地域福祉活動計画

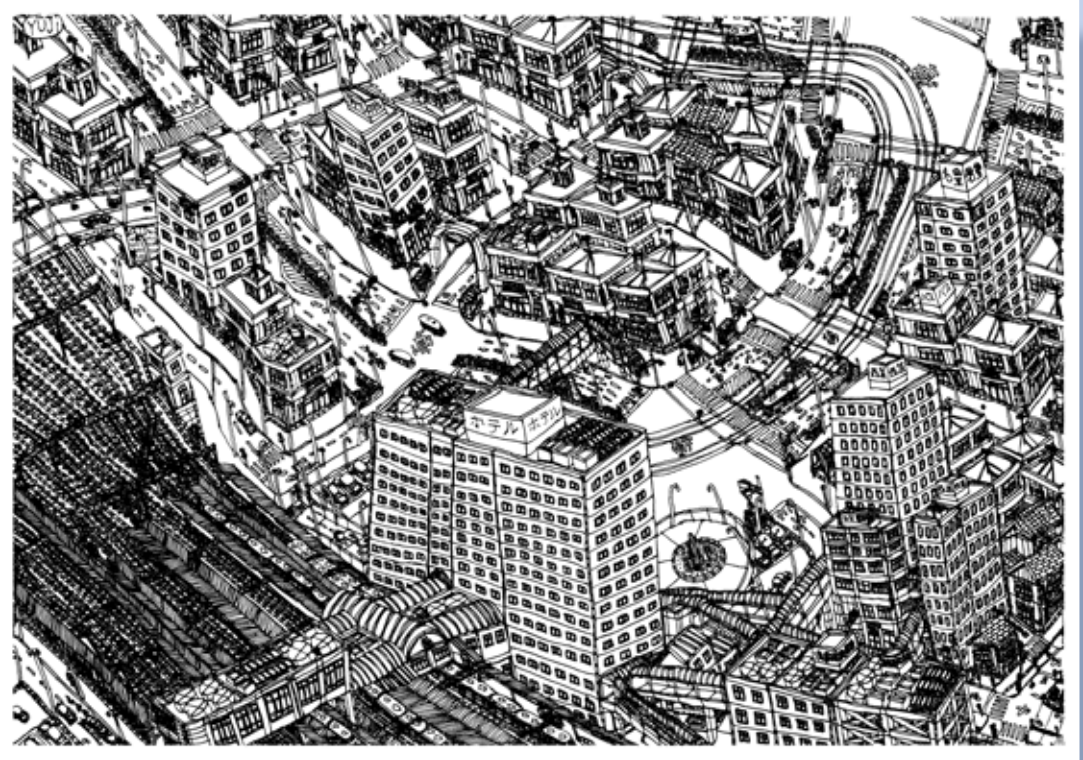

障害福祉サービス事業所　明日香　辻　勇二さん作品「心でのぞいた僕の町」（豊橋）

社会福祉法人
豊橋市社会福祉協議会

◆◆◆ はじめに ◆◆◆

急速な少子高齢化による核家族化や単身世帯の増加、それに伴う人間関係の希薄化など、私たちが生活する地域や家庭の環境は大きく変化してきました。また、リーマンショック以降の経済情勢や雇用環境は、多少の明るい兆しは見えてきたものの依然として厳しく、生活困窮の問題や、ひきこもり・孤立死・自殺などの社会的孤立の問題、高齢者虐待や児童虐待、悪質商法などの権利擁護の問題など、地域における生活課題も多様化してきています。

こうした状況の中、豊橋市社会福祉協議会では誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、「豊橋市地域福祉活動計画」を策定致しました。本計画は、豊橋市が策定している「豊橋市地域福祉計画」の基本理念である「子どもから高齢者まで、全ての人が健康的で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現」を同じく基本理念として掲げています。これは、豊橋市が地域福祉計画に基づき進めている施策との整合性を図ることにより、地域住民、事業者、行政、社会福祉協議会などが協働・連携し、一体となって地域福祉を推進していくことを目的としているからです。平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年をかけて、本計画を基に地域福祉活動を推進してまいります。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、今後とも地域福祉活動の推進に格別のご理解とご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びになりましたが、本計画の策定にご尽力いただきました策定委員の皆様や、策定作業部会員の皆様には、貴重なご意見・ご提言を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

社会福祉法人　**豊橋市社会福祉協議会**

会　長　**市　川　　勝 太 郎**

◇◇◇ 目　次 ◇◇◇

第１章　計画の策定にあたって

１．地域福祉活動計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３．計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４．計画策定の方向性
（１）高齢者に対する地域包括ケア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）子ども（子育て家庭）、障害者等も含めた地域包括ケア・・・・・・・２
（３）豊橋市社会福祉協議会の取り組みと求められること ・・・・・・・・４
５．計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
６．計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
７．計画の取り組みの方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
９．計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第２章　施策の展開

１．現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
●支えあいともに生きるまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（１）地域のネットワークづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（２）生活支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
●参加と交流の広がるまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（１）ボランティア・人材育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（２）福祉教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（３）社会参加・居場所づくり・介護予防 ・・・・・・・・・・・・・・29
（４）情報提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
●安全で住みやすいまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（１）災害時支援体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
●安心して暮らし続けられるまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（１）在宅支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（２）権利擁護・相談援助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第３章　資　料

１．介護保険外の生活支援サービスニーズ調査について・・・・・・・・・・ 43
（１）趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
（２）調査対象者及び調査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
（３）調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

２．計画策定の経過
（１）「地域福祉活動計画策定委員会」の開催・・・・・・・・・・・・・ 48
（２）「地域福祉活動計画策定委員会」委員名簿・・・・・・・・・・・・ 49
（３）「地域福祉活動計画策定委員会」設置要綱・・・・・・・・・・・・ 50
（４）「地域福祉活動計画策定作業部会」の開催・・・・・・・・・・・・ 52
（５）「地域福祉活動計画策定作業部会」部会員名簿・・・・・・・・・・ 53
（６）「地域福祉活動計画策定作業部会」設置要綱・・・・・・・・・・・ 54

３．社会福祉法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
４．市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）抜粋　・・・・・・・・・・・・・ 58

1 第1章 計画の策定にあたって

1. 地域福祉活動計画とは

誰もがいきいきとした生活を送ることができるよう、様々なサービスや活動を行い、共に支え、助け合う社会を作ることが「地域福祉」です。

『地域福祉活動計画』は、社会福祉協議会と地域住民や社会福祉に関する活動を行う個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、行政等が協力し、福祉のまちづくりを進めるための民間の活動及び行動の計画です。

2. 計画策定の趣旨

豊橋市社会福祉協議会は、昭和 26 年に設立し昭和 32 年に社会福祉法人の認可を得て以降、住民主体の地域福祉活動を進めていく上で中核的役割を担う福祉団体として、行政や福祉団体、関係機関と協働し、豊橋市の福祉向上に努めてきました。

そのような状況の中で、地域住民を取り巻く生活環境の変化に対応し、国や行政機関の取り組みとの整合性を図りながら、関係機関等が連携して地域福祉活動を展開していくことが求められています。

豊橋市社会福祉協議会では、豊橋市地域福祉計画の内容を踏まえて、複雑多様化する生活課題を明らかにし、その解決に向けて地域全体で取り組むことで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような「住民参加と支えあいによる福祉のまちづくり」の実現を目指して、具体的な行動計画としての「地域福祉活動計画」を策定するものです。

3. 計画策定の背景

近年の急激な少子高齢社会の進行は、豊橋市においても例外ではなく、核家族化や孤立など地域住民同士の人間関係の希薄化により、地域社会が有していた福祉的な機能が弱体化するとともに、さまざまな生活困難や課題を抱え、何らかの社会的な支援を必要とする人が増大しています。

また、諸制度の整備が進み福祉サービスも多様化しているにも関わらず、それらの制度の狭間にある人や情報を入手することが困難な人など、現行の福祉サービスでは十分に対応できず支援から取り残されている地域住民の存在も明らかになってきています。

さらに、団塊の世代が 70 代半ばを超える 2025 年には高齢化率が 30％を超えることが

見込まれており、高齢者ケアのニーズはさらに増大し、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者も増加が見込まれています。

こうした状況の中、社会的支援を必要とする人はもちろんのこと、地域に住む全ての人が、住み慣れた地域で安心して生活できるような地域社会を構築していくためには、共助、互助を基本とした地域福祉活動を充実させることが急務であり、何よりも大切になってきています。

4．計画策定の方向性

（1）高齢者に対する地域包括ケア

高齢社会に対応するため、厚生労働省では重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域全体で一体的な支援が提供される「地域包括ケア」の構築が提示されています。

「地域包括ケア」では「医療」「介護」「住まい」「予防」「生活支援」が連携した包括的な支援が求められています。「医療」「介護」「福祉」といったサービスの領域だけでなく、安心して生活し続けることの出来る「住まい」の確保といった内容も含まれ、日常生活の場である「地域」で、その地域の特性に応じた様々な視点からの地域住民に対する支援が求められています。

豊橋市における地域包括ケアの取り組みは、概ね中学校区を区域とする日常生活圏域を設定し、市内 18 カ所に地域包括支援センターを設置することで、その推進を図っているところです。高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターを中心に、高齢者のニーズ把握、高齢者虐待防止ネットワークや徘徊・見守り SOS ネットワークなどの見守り体制の構築、医療と介護の連携強化などを行っています。また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実など、制度に基づいた環境整備を順次進めています。

（2）子ども（子育て家庭）、障害者等も含めた地域包括ケア

このように、行政の責務としての地域包括ケアは、高齢者に対する日常生活圏域での包括的支援の考え方ですが、計画策定の背景でも述べたように、地域社会が有していた福祉的な機能が弱体化する中では、見守りが必要な子ども（子育て家庭）や障害者、制度の狭間にあって福祉サービスを利用できない人や、現行のサービスでは十分に対応できない人が地域住民の中に多く存在するなど、高齢者だけでなく、地域に暮らす社会的支援を必要とする全ての人が、可能な限り住み慣れた地域で生活を維持することが出来るように、地域全体で支えていくことが求められています。

そのためには、①地域の中で支援を必要としている人を見逃さない早期発見のためのアウトリーチ、②把握したニーズを総合的に受け止め支援につなげていくための総合相談機能、

③既存のサービスや事業で対応できない課題に対するインフォーマルサービスの創設などが必要です。

特にインフォーマルサービスは、地域住民の声かけや見守り、話し相手、外出援助など、住民主体の生活支援サービスとして、実際の地域社会の中で提供可能なことを行うことが重要であり、これまで地域で行われてきた実践活動を一つの手段として捉えていくことも必要です。

さらに、こうした取り組みにより地域での生活を支えるために、ボランティアやＮＰＯ、社会福祉法人等の多様な主体による、重層的なサービスの提供体制の構築が求められています。

（地域包括ケアシステム）

○　団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
○　今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
○　人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
　地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

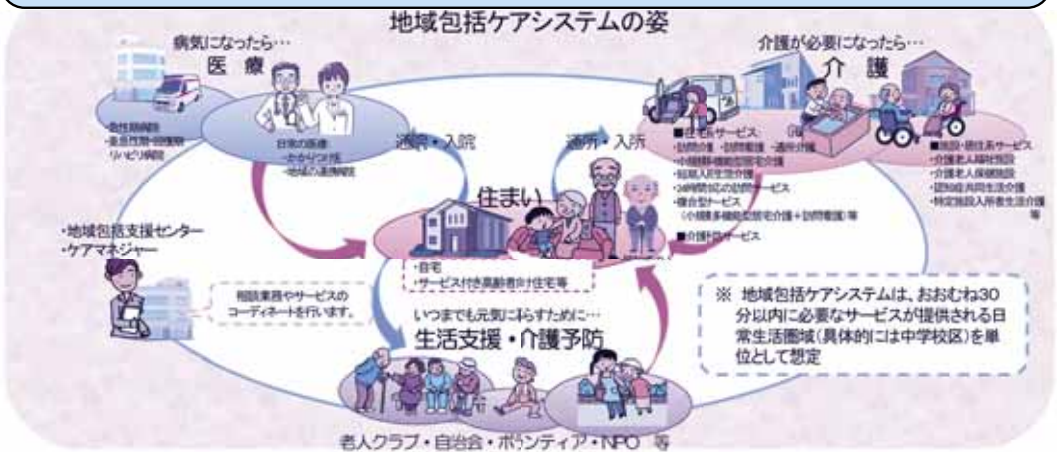

出典：地域包括ケアシステムの構築に向けて（厚生労働省ホームページ）

（3）豊橋市社会福祉協議会の取り組みと求められること

豊橋市社会福祉協議会では、従来から小地域（近隣や自治会単位、小学校区単位）において、民生委員児童委員やボランティア、自治会、地域住民の方々の協力により、ひとり暮らし高齢者の見守り活動や介護予防サロン活動といった福祉活動に取り組んできました。こうした取り組みを進める中でも、かつては当たり前にあった地域の福祉力が低下している現在、地域のつながりを見直し、住民同士はもちろん、ボランティアなどを活用した人と人との新たな支え合いの仕組みづくりが求められるようになってきました。

また、本計画策定にあたり、本会の居宅介護支援事業所ケアマネジャー及び地域包括支援センター職員を対象に行った、介護保険外の生活支援サービスのニーズ調査【資料編 43～47 頁参照】によると、買い物や居場所、趣味・生活などに関するニーズが高いことが分かりました。

個別に見ると、地域包括支援センターの利用者については、買い物や通院をするための交通手段の確保や、高齢者サロンなどの社会との関わりを維持するためのインフォーマルなサービスが求められている現状が見てとれます。居宅介護支援事業所の利用者については、行政機関や社会保険・年金などの手続きの援助や預金通帳・印鑑の管理など、介護保険で十分に対応できないニーズについて、代替となるサービスを利用できていないなど、日常生活において何らかの支障が生じているものと推察されます。この結果からも、住民が住み慣れた地域の中で、自立した生活を支える新たな仕組みの必要性が高まってきていることが分かります。

今後、高齢者のみならず広く住民を対象とした地域包括ケアを推進していくには、これまで取り組んできた小地域福祉活動を継続・発展させ、住民やボランティアが主体となって活動できる仕組みを考えていく必要があります。居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの運営による公的なサービスの提供、ボランティアセンターや民生委員児童委員協議会事務局の運営によるインフォーマルな支援を支える社会資源との連携、そして成年後見支援センターの運営や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する取り組みなど、豊橋市社会福祉協議会が持つ地域での生活を支えるための機能を十分に活用し、積極的に地域の実情や福祉ニーズを把握するとともに、住民が何を求めているのかを的確に捉え、必要とする支援を適切に提供していくことが必要となります。

本計画では豊橋市社会福祉協議会が従来から取り組んでいる事業の成果・課題の検証を行い、「豊橋市地域福祉計画」との整合性も図り、今後の方向性を定めます。特に「ニーズ把握とその対応を円滑に進めるための各事業部門の横断的な総合相談機能の強化」、「地域の中の居場所づくりや見守り活動範囲の拡大、生活支援ボランティアの養成等のインフォーマルサービスの充実」は重要な視点であり、本計画に反映されています。

５．計画の基本理念

子どもから高齢者まで、
全ての人が健康的で生きがいを持ち、
安心して暮らせる地域社会の実現

「豊橋市地域福祉計画」と同じ基本理念とすることで、「豊橋市地域福祉計画」と「豊橋市地域福祉活動計画」の整合性を図りながら、地域に暮らす全ての人々が、共に支えあい、安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

６．計画の基本理念

理念の実現に向けて、次の４つの基本目標を定めます。

基本目標１　支えあいともに生きるまち
基本目標２　参加と交流の広がるまち
基本目標３　安全で住みやすいまち
基本目標４　安心して暮らし続けられるまち

「豊橋市地域福祉計画」と同じ基本目標とすることで、「豊橋市地域福祉計画」と「豊橋市地域福祉活動計画」の整合性を図りながら、具体的な取り組みを進め、地域福祉を推進していきます。

7. 計画の取り組みの方向

社会福祉協議会で取り組んでいる事業を９つに区分し、４つの基本目標の取り組みの方向として整理しました。

①地域のネットワークづくり	②ボランティア・人材育成
③福祉教育	④社会参加・居場所づくり・介護予防
⑤災害時支援体制の整備	⑥在宅支援
⑦生活支援	⑧権利擁護・相談援助
⑨情報提供	

8. 計画の期間

平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの５か年とします。

9. 計画の体系図

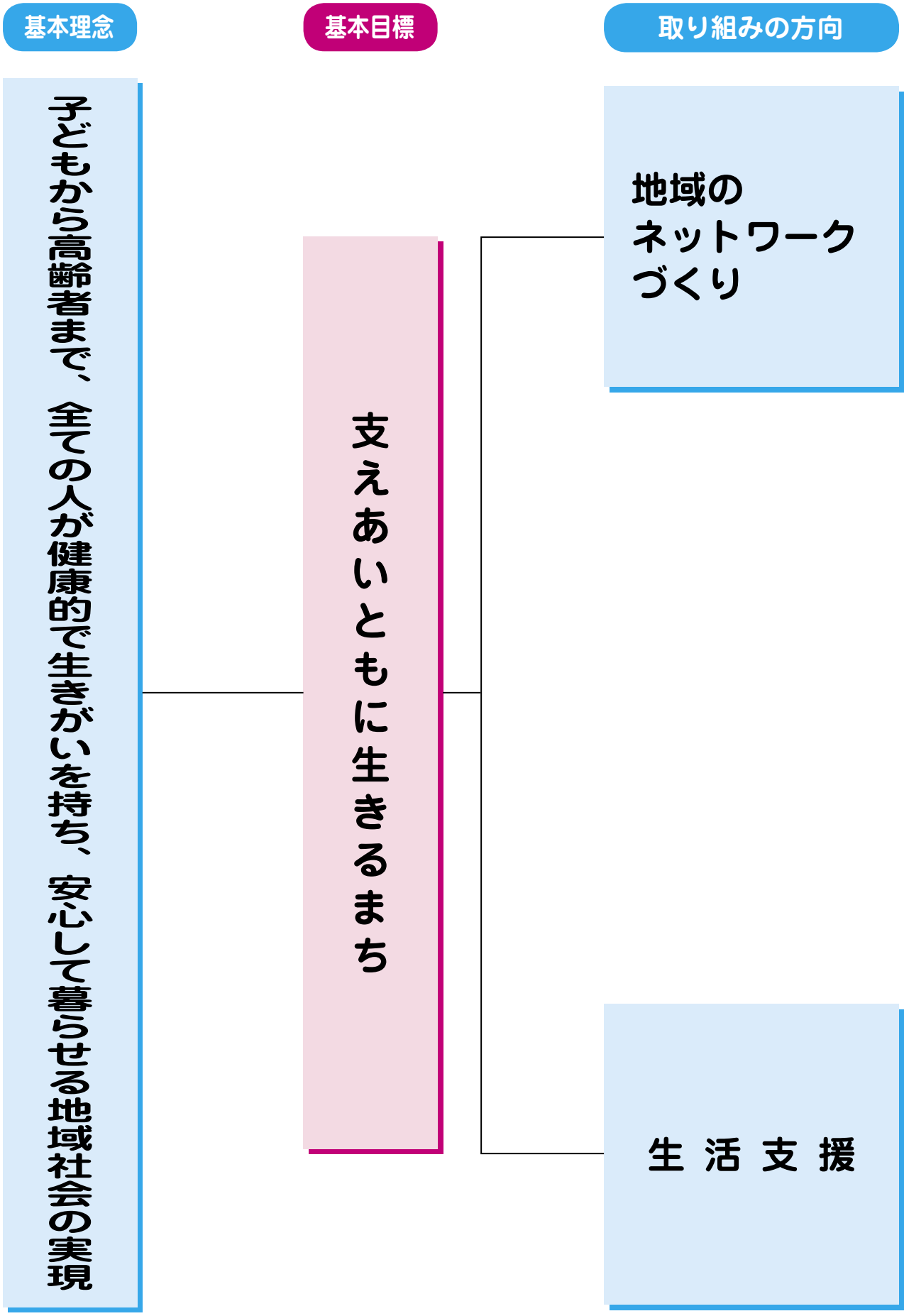
基本理念
基本目標
取り組みの方向
子どもから高齢者まで、全ての人が健康的で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現
支えあいともに生きるまち
地域のネットワークづくり
生活支援

基本事業	取り組み項目
ひとり暮らし高齢者等 見守りボランティア	①　見守り体制の充実 ②　見守り対象者の拡大　☆新規 ③　災害時における避難支援の検討　☆新規
虐待防止に関わる ネットワーク事業	①　高齢者虐待防止に関する関係機関とのネットワークの強化と虐待チェックリストの活用、早期発見 ②　障害者・児童虐待に関する行政や関係機関のネットワークとの連携
徘徊・見守り SOS ネットワーク事業	①　認知症高齢者の把握と支援体制の充実 ②　夜間・休日対応のあり方と協力機関へのメール配信の検討
豊橋市民生委員 児童委員協議会	①　民生委員児童委員活動の支援
校区自治会との連携	①　校区自治会との連携と地域福祉課題への支援
とよはしファミリー・ サポート・センター	①　仕事と育児の両立支援 ②　援助会員の確保 ③　会員研修や交流事業の実施
ボランティアによる 高齢者・障害者（児） 支援活動	①　ボランティアによる高齢者・障害者（児）支援の充実と人材育成　☆新規

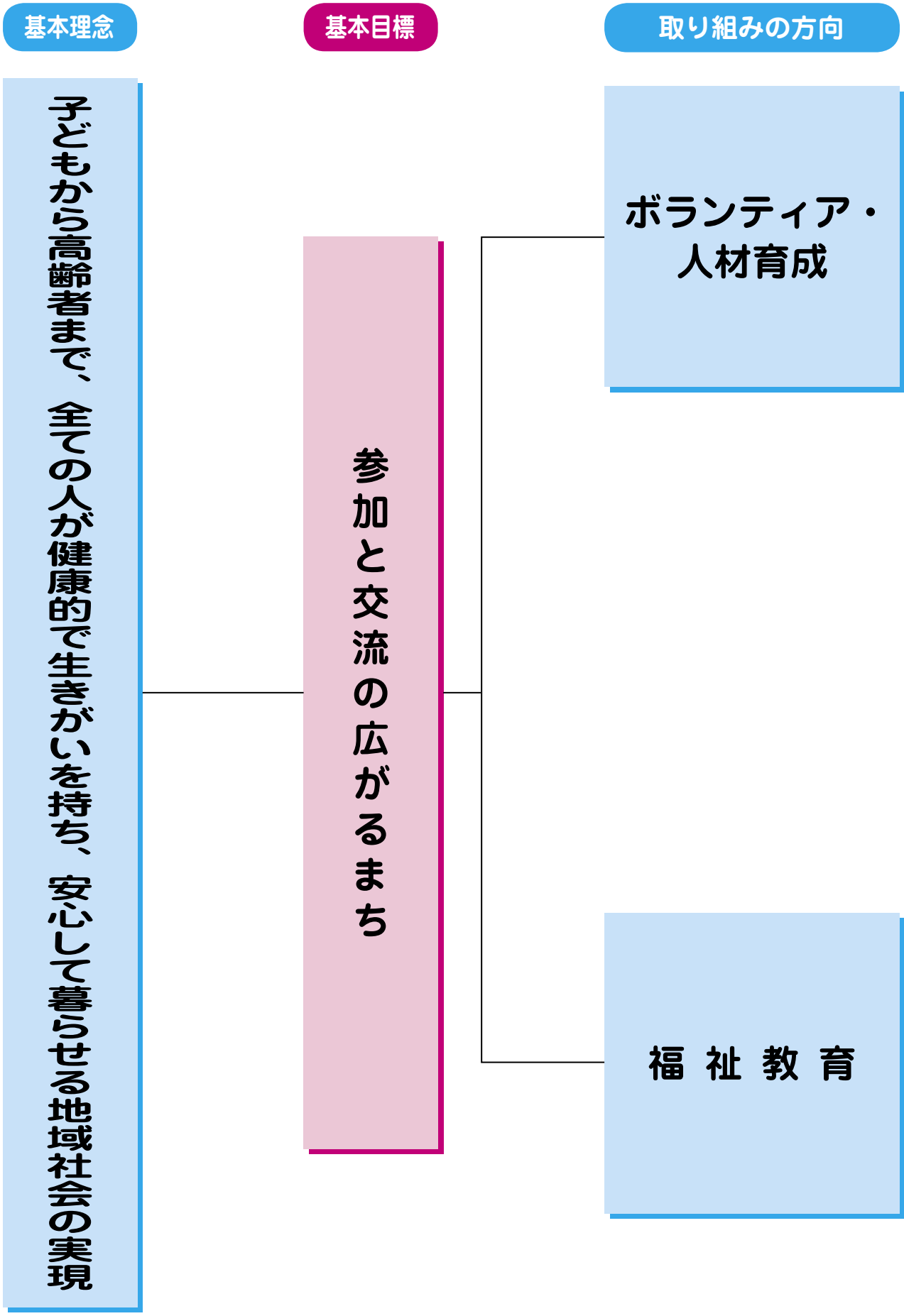
基本理念
基本目標
取り組みの方向
子どもから高齢者まで、全ての人が健康的で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現
参加と交流の広がるまち
ボランティア・人材育成
福祉教育

基本事業	取り組み項目
ボランティアセンターの運営	① ボランティアセンターの環境整備 ② ボランティア関連情報の収集、情報発信、提供 ③ ボランティアへの支援とコーディネートによる活動への参加促進 ④ ボランティアセンター運営委員会の開催と多様な団体との連携・協働
ボランティアの養成・研修・支援	① ボランティア活動のきっかけづくりや基礎を学ぶ講習会の実施 ② 技術を必要とするボランティア養成講座の実施 ③ シニア層のボランティア活動への参画促進
とよはしボランティアネットワーク事業	① 各分野のボランティアによる連携・協働
福祉人材バンク	① インターネットによる職業紹介事業の実施 ② 福祉人材バンク福祉講演会の実施 ③ 福祉事業所・学校等との連携による人材確保
社会福祉協力校の委嘱、助成	① 社会福祉協力校の委嘱 ② 福祉教育研究校の委嘱
福祉体験学習	① 福祉体験学習への支援 ② 施設体験学習の受入施設調査等のコーディネート ③ 夏休み体験学習の実施 ④ 学習時間減に対応したプログラムの開発 ☆新規 ⑤ 中堅教員（11 年目）社会体験型研修への支援
広報・啓発・情報提供	① 児童・生徒に対する啓発、情報提供 ② 教職員への情報提供

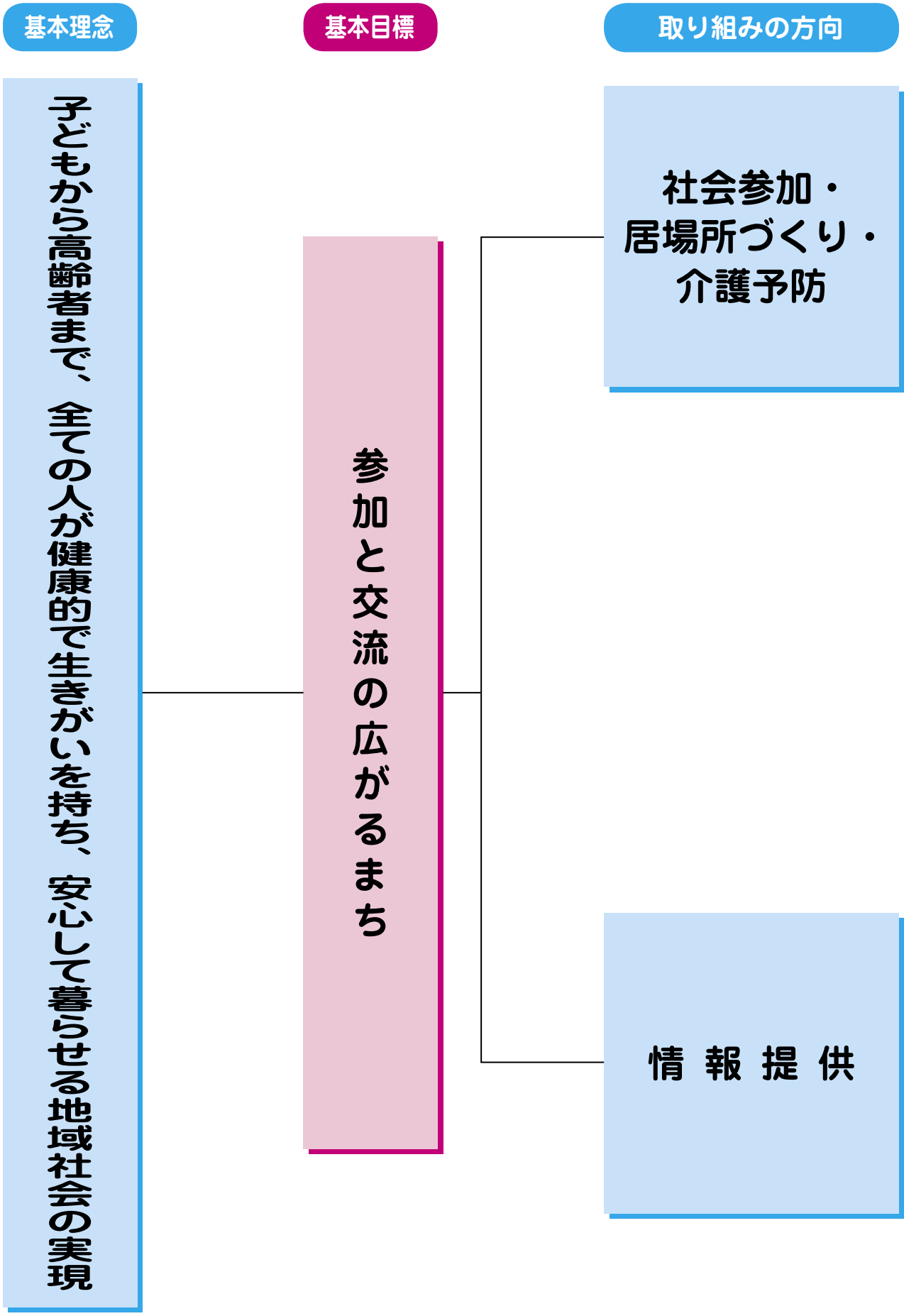
基本理念
基本目標
取り組みの方向
子どもから高齢者まで、全ての人が健康的で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現
参加と交流の広がるまち
社会参加・
居場所づくり・
介護予防
情 報 提 供

基本事業	取り組み項目
高齢者・障害者（児）の社会参加、生きがいづくり	① 高齢者料理教室 ② 在宅障害者料理教室、とよはし障害者青年学級、おもちゃ図書館なかよしライブラリー ③ いきいきサロンの整備　☆新規
つどいの広場事業	① 子育て親子が気軽に集える環境の整備 ・総合福祉センター児童室 ・牟呂地域福祉センター児童室
総合福祉センター、地域福祉センターの運営	① 総合福祉センター ② 八町地域福祉センター ③ 大清水地域福祉センター ④ 牟呂地域福祉センター ⑤ つつじか丘地域福祉センター ⑥ 東部老人会館
ボランティアによる介護予防活動	① レクリエーションを使った介護予防事業 ② 介護予防サロン ③ 脳の健康教室
福祉サービスやボランティア活動の情報発信	① 広報誌「福祉ボラントピア豊橋」の全戸配布（年３回）
インターネット等を通じた情報発信	① ホームページによる情報発信 ・豊橋市社会福祉協議会 ・ボランティアの扉 ・社会福祉施設のあらまし ② 新たな情報媒体を活用した情報発信　☆新規
８月 22 日「市民福祉の日」啓発事業	① ８月 22 日「市民福祉の日」啓発事業の実施

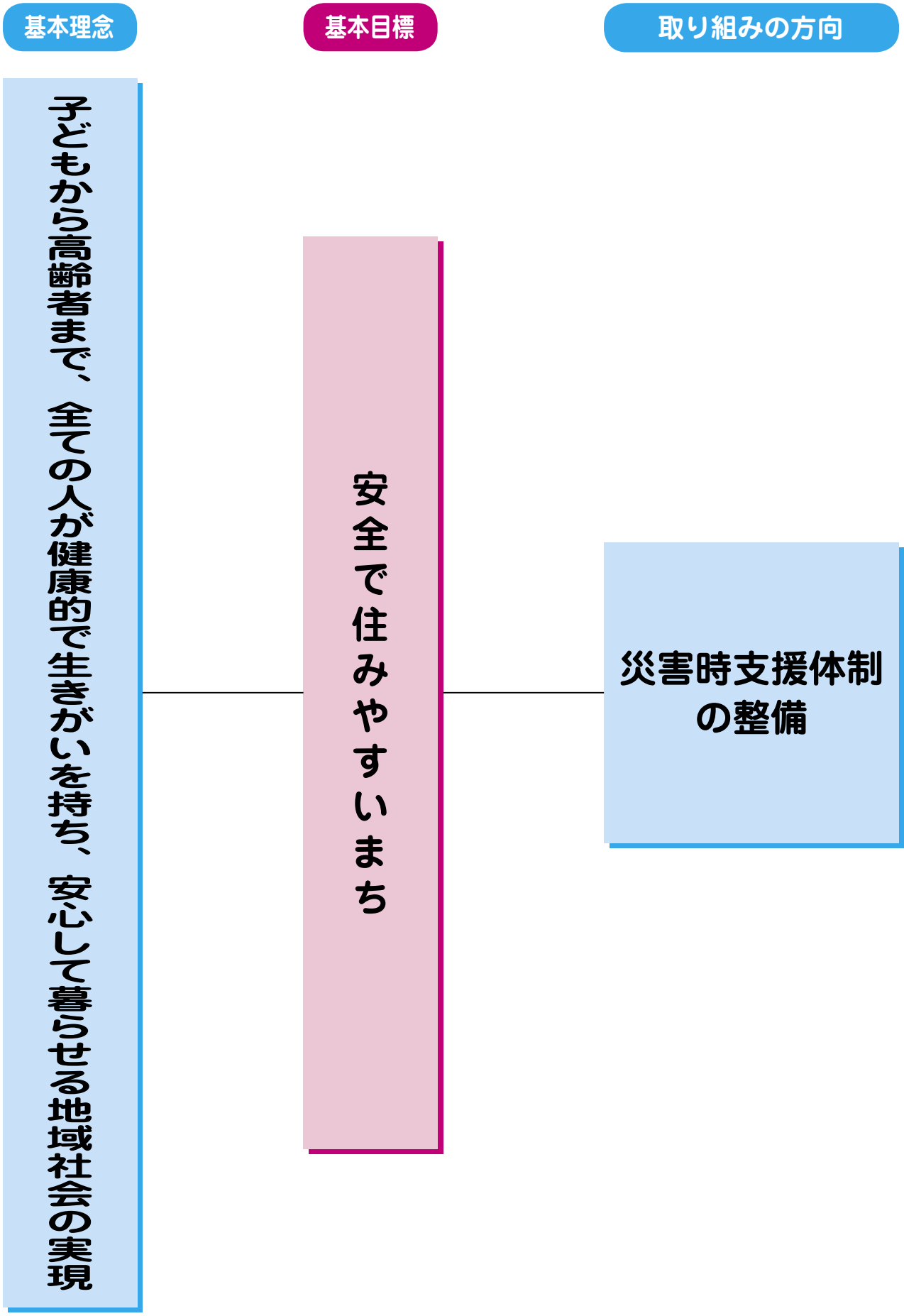
基本理念
基本目標
取り組みの方向
子どもから高齢者まで、全ての人が健康的で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現
安全で住みやすいまち
災害時支援体制の整備

基本事業	取り組み項目
災害活動支援推進計画の推進	① 災害活動支援推進計画の推進 ・第４版に基づいた推進（平成25年度～29年度） ・第５版に基づいた推進（平成30年度～）
災害ボランティアセンターの設置・運営	① 災害ボランティアセンターの設置・運営 ② 災害活動支援推進計画に基づいた体制整備 ③ 東三河ブロック社協災害担当者連絡会の開催
災害ボランティアコーディネーターの育成	① 災害ボランティアコーディネーター養成講座 ② 災害ボランティアコーディネーター連絡会の開催 ③ 災害ボランティアコーディネーターレベルアップ講座 ※豊橋市と共催事業
災害時緊急支援用地図システム	① 地図情報登録システムの整備

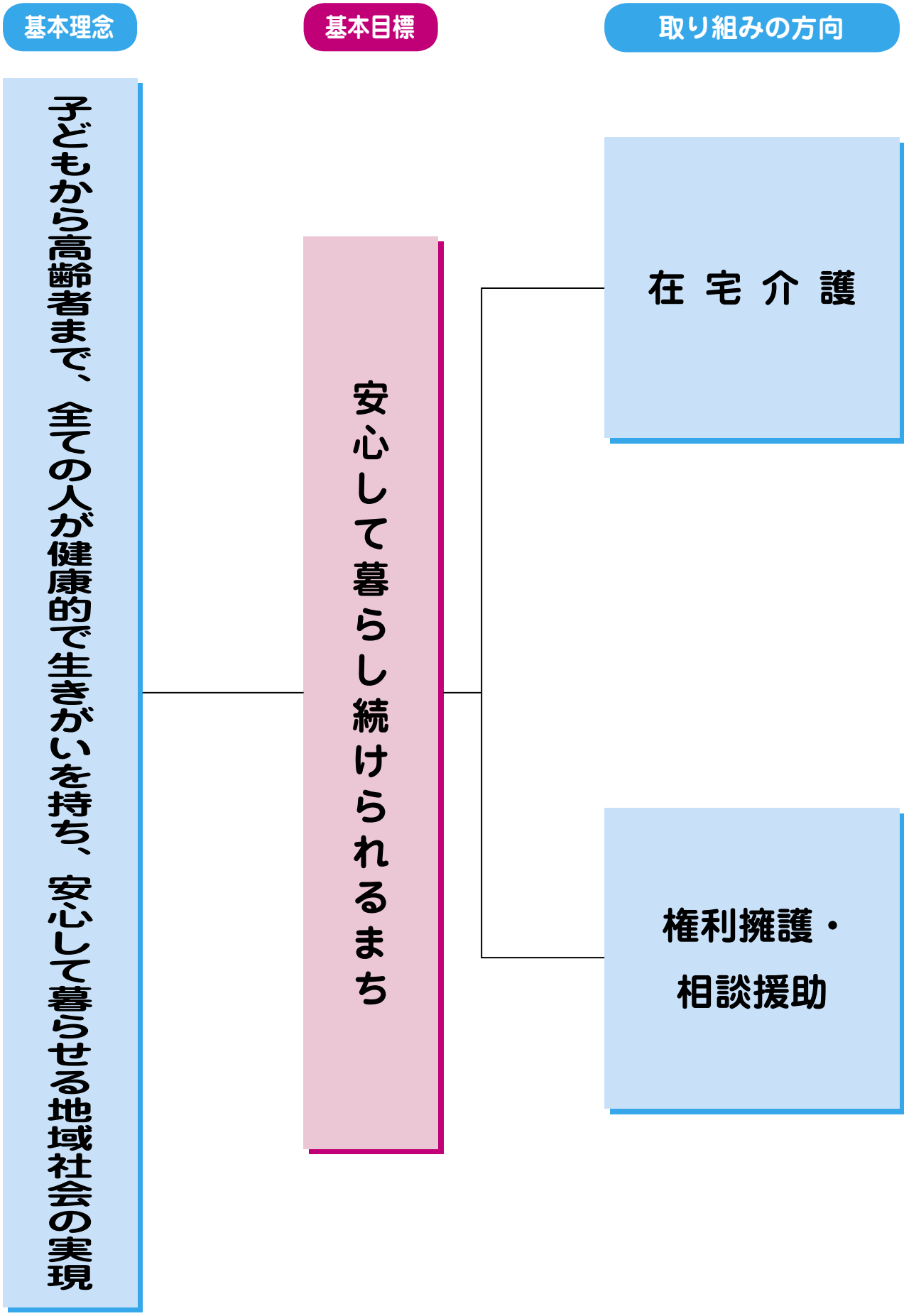
基本理念
基本目標
取り組みの方向
子どもから高齢者まで、全ての人が健康的で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現
安心して暮らし続けられるまち
在宅介護
権利擁護・
相談援助

基本事業	取り組み項目
介護保険・ 障害者自立支援事業	① 質の高いサービス提供と人材確保
介護保険関係事業者 等連絡会	① 介護保険事業所の支援と介護サービスの質の向上のための研修や交流、情報提供の充実
地域包括支援センター	① 地域包括ケア体制の構築 ② 医療機関との連携強化
日常生活自立支援事業	① 金銭管理や福祉サービス利用援助による権利擁護や自立した生活の支援 ② 生活支援員の確保と契約数の増加 ③ 成年後見制度への引継ぎ
成年後見支援センター	① 成年後見制度の利用促進と法人後見の受任 ② 市民後見人のあり方について検討
相談事業（福祉・介護・ 法律・権利擁護）	① 各事業部門間の横断的な相談体制の充実 ☆新規 ② 様々な関係機関との連携
福祉資金の貸付事業	① 関係機関と連携した自立援助の強化 ② 適切な債権管理と償還指導
生活困窮者 自立相談支援事業	① 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援の実施　☆新規

2 第2章 施策の展開

この章では、地域の抱えるさまざまな生活課題を４つの基本目標に大別するとともに、「地域福祉活動計画」における施策の展開について記載します。

現状と課題を整理し、その課題解決に向けた取り組みについては「具体的な内容」を表記し、事業ごとの内容、実施計画を定めながら、計画の実効性を高めます。

1. 現状と課題

● 支えあいともに生きるまち

【1】地域のネットワークづくり

■ 現状と課題

現在の地域における見守りネットワークは民生委員が把握したひとり暮らし高齢者に特化しており、障害者や子育て家庭等に対する見守りネットワークは構築されていません。

また、近所付き合いが希薄で地域のつながりが薄れてきている中では、地域の多種多様な人や社会資源（商店等）、警察や関係団体が参加するネットワークの構築が必要であり、地域の様々な立場の人たちで情報を共有し助け合うことのできる体制づくりが求められています。

■ 今後のとりくみ

既存の取り組みを基本としながら、ネットワークの再構築が必要です。

（1）ひとり暮らし高齢者等見守りボランティア

①少子・高齢社会が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、民生委員や見守りボランティア、自治会、商店などの協力を得ながら、ひとり暮らしの高齢者が安心して住み慣れた地域で生活するための支援のネットワークづくりに取り組みます。

②高齢者以外の障害者や子育て世帯で、見守り等が必要な方への支援のあり方について、検討していきます。（新規）

③日常生活での見守り活動と大規模な災害時における避難行動要支援者に対する避難支援との連携について、検討していきます。（新規）

（2）虐待防止に関わるネットワーク事業

①高齢者虐待防止ネットワーク事業として、居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所と連携し、高齢者虐待チェックリストを活用して、虐待の兆候を客観的に把握し、地域ぐるみで高齢者虐待の予防・早期発見・支援に取り組みます。

②障害者虐待防止ネットワーク協議会や要保護児童対策ネットワーク協議会等の行政や関係機関の虐待防止ネットワーク事業に関し、成年後見支援センターや民生委員児童委員協議会の事務局として連携し、虐待の予防・早期発見・支援に協力します。

（3）徘徊・見守りＳＯＳネットワーク事業

①徘徊の恐れがある認知症高齢者を事前に把握し、登録するとともに、行方不明時には協力機関のネットワークを通して警察が行う発見活動に協力するなど、徘徊高齢者の早期発見・保護・体制整備に取り組みます。

②夜間・休日における対応のあり方や協力機関へのメール配信について検討します。

（4）豊橋市民生委員児童委員協議会

日頃より福祉票の整備を通して地域の実態把握に努め、関係機関と連携しながら地域福祉活動の中核として活躍している民生委員児童委員の活動を事務局としてサポートするとともに、要援護者の支援や住民参加によるまちづくりを協働して実施していきます。

（5）校区自治会との連携

住民主体の地域福祉活動展開の基盤として、校区自治会との連携を図っていきます。

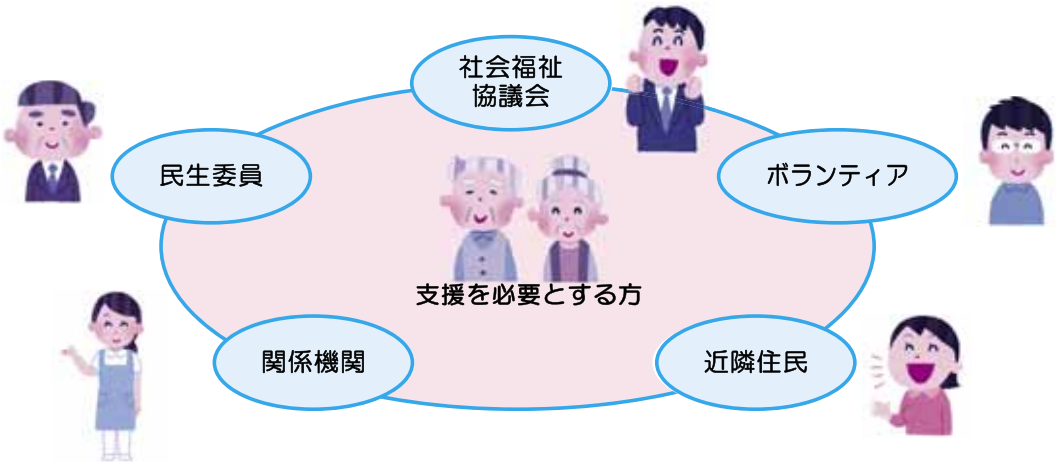

（民生委員児童委員、主任児童委員）

民生委員児童委員、主任児童委員は「民生委員法」「児童福祉法」にその役割が定められた無給の奉仕者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の立場にたった活動を原則にしています。豊橋市においては、現在 538 名が委嘱されています。

豊橋市では、中心地は小学校区、郊外は中学校区ごとに 36 の地区民生委員児童委員協議会が組織され、福祉事務所や児童相談所、社会福祉協議会などの福祉行政機関・関係団体と連携し、高齢者・障害者・児童など、福祉に関する事業や活動について協力し、地域の福祉向上を目的に活動を行っています。近年では、高齢者の孤立や引きこもり、虐待や人権侵害、育児の悩みなど、民生委員児童委員、主任児童委員が支援すべき問題も複雑・多様化してきています。

地域のネットワークづくり　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
ひとり暮らし高齢者等見守りボランティア ①見守り体制の充実	①見守りボランティアの確保・配置					高齢者や障害者（児）等、見守りが必要な人へのボランティア配置と、災害時を想定した対応の整理
②見守り対象者の拡大 ☆新規	②検討・協議	②障害者（児）等への対応				
③災害時の支援対応 ☆新規	③検討・協議	③災害時の対応				
虐待防止に関わるネットワーク事業 ①高齢者虐待防止ネットワークの強化	①高齢者虐待の早期発見・早期対応、支援のための連携強化、啓発					虐待予防とともに、虐待の早期発見、早期対応のための連携強化
②障害者や子どもに関する虐待防止ネットワークへの協力	②障害者虐待、児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための協力					
徘徊・見守りSOSネットワーク事業 ①認知症高齢者の把握と支援体制の充実	①認知症高齢者の把握・登録、協力機関（協力員）の登録					徘徊の恐れのある認知症高齢者の把握と、行方不明時に早期に対応できる体制の整備
②ネットワーク機能の強化	②検討・協議	②夜間・休日の対応、メールによる配信				
豊橋市民生委員児童委員協議会 民生委員児童委員活動の支援	研修の充実、モデル事業の実施、民生委員活動の周知					民生委員活動に対する市民理解の促進と、地域の特性や実情にあった事業の協働実施
校区自治会との連携 校区自治会との連携と地域福祉課題への支援	地域福祉課題への支援					校区自治会との連携による地域の特性や実情にあった地域福祉活動の活性化

【2】生　活　支　援

■ 現状と課題

少子高齢社会が進行する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに生活するためには、自助、互助、共助、公助を組み合わせて地域で支えあう仕組みづくりが必要です。

社会保険制度等の共助、公助としての公的なサービスの質の向上と充実を図るのは当然ですが、自立した生活や社会参加を支援するボランティア活動を促進するために、自助、互助を基本とした活動の啓発や、そうした活動に取り組む人材育成を進めていく必要があります。

■ 今後のとりくみ

地域住民やボランティアが主体となった支援・支え合いの活動を充実させることで、誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要です。

（1）とよはしファミリー・サポート・センター

①育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人のコーディネートや相談援助を行うことで仕事と育児を両立し、互助による安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

②広報活動の充実を図り、援助会員の確保に努めます。

③研修や会員交流会の充実を図り、援助活動の活性化に努めます。

（2）ボランティアによる高齢者・障害者（児）支援活動

誰もが住み慣れた地域で生活できるように、近年ニーズが高まっている話し相手や傾聴、外出援助等のボランティアによる高齢者・障害者（児）への生活支援の充実を図るとともに、人材の育成や環境の整備に努めます。（新規）

（とよはしファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センターは、地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児に関する相互援助活動を行う会員組織です。この事業は、働く人々の仕事と子育ての両立を支援する目的から、労働省（当時）が構想し、設立されました。

●相互援助活動の例

・保育施設までの送迎を行う。
・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
・買い物等外出の際、子どもを預かる。

生活支援　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
とよはしファミリー・サポート・センター ①援助会員の確保 ②会員研修や交流事業の実施	①援助会員の確保、広報活動の充実 ②会員研修・交流事業の充実					援助会員の確保と、会員相互による子育て支援活動の活性化
ボランティアによる高齢者・障害者（児）支援活動 ①ニーズの把握とコーディネート機能の充実 ②支援ボランティアの確保	①ボランティアニーズの把握、ボランティアコーディネート機能の充実 ②検討・協議	②支援ボランティアの育成				介護予防や高齢者・障害者（児）の生活支援、社会参加促進のためのボランティアの養成と、地域福祉活動の促進

● 参加と交流の広がるまち

【１】ボランティア・人材育成

■ 現状と課題

ボランティアによる福祉のまちづくりを進めるためボランティアセンターを設置し、『ボランティア活動推進計画』に基づいた事業推進をしています。ボランティアセンターでは、人材育成のために様々な分野のボランティア講習会を開催していますが、活動内容によっては受講者数が不十分な講習会も見受けられ、より多くの市民の理解と参加が得られるような取り組みが必要です。また、地域での支え合いを進めるため、身近な地域で取り組むことが出来るボランティア活動の場や人材の育成が求められています。

■ 今後のとりくみ

幅広い市民が参加出来る仕組みづくりと、高齢者のニーズに対応した生活支援ボランティア活動への取り組みや、今後の主たる活動者として期待されるシニア層の活動への参画促進を図る等、近年の多様なニーズに対応するためのプログラム作りや人材育成が必要です。

（１）ボランティアセンターの運営

①ボランティア活動の拠点機能として、ボランティアセンターの環境整備に努めます。

②広く市民にボランティア活動について啓発し、ボランティア関連情報の収集、情報発信、提供を図ります。

③多様化したボランティア活動に対応した支援並びにコーディネートを行うことにより、ボランティア活動への参加促進に努めます。

④ボランティアセンター運営委員会を開催し、多様な視点から事業の点検を行うとともに、行政やＮＰＯなど、幅広い団体、ボランティアグループと連携し、協働を図ります。

（２）ボランティアの養成・研修・支援

①市民のボランティア活動へのきっかけづくりや基礎を学ぶことを目的とした講習会を、参加者確保に留意して実施します。

②障害者（児）に対する情報保障の手段としての手話や点字、要約筆記など技術を必要とするボランティアの養成講座を、参加者確保に留意して実施します。

③今後のボランティア活動を支える社会資源として、団塊の世代を中心としたシニア層のボランティア活動への参画促進に努めます。

（3）とよはしボランティアネットワーク事業

様々な分野で活動するボランティア（グループ）が交流し情報交換することで、相互理解を促進しながら異種の活動同士の結びつきや連携、協働活動へのきっかけづくりに努めます。

（4）福祉人材バンク

①福祉サービス事業従事者確保のため、中央福祉人材センター、愛知県福祉人材センターと連携し、インターネットによる職業紹介「福祉のお仕事　ネット紹介システム」を運用し、求職情報の登録と、求人情報の提供に努めます。

②福祉人材バンク福祉講演会など、福祉人材の就労あっ旋・紹介を行う福祉人材無料職業紹介事業を実施します。

③より多くの人材を確保するため、福祉サービス事業所・法人や高校・大学、専門学校との連携強化に努めます。

肢体不自由者ガイドヘルプボランティア講習会

（ボランティアセンター）

ボランティアセンターは、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアを行いたい方やボランティアに来て欲しい施設などの要望に応えるボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、各種ボランティア養成講座の開催、小中学校の福祉教育などの業務を行うとともに、さまざまなボランティア同士の情報交換の場として活用されています。

平成 26 年度末現在、豊橋市においては 203 の個人ボランティア、159 のボランティアグループ　計 5,733 名の方がボランティアセンターに登録し、さまざまなボランティア活動を行っています。

ボランティア・人材育成　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
ボランティアセンターの運営 ①ボランティアセンターの環境整備 ②ボランティア関連情報の収集、情報発信、提供 ③ボランティアへの支援とコーディネートによる活動への参加促進 ④ボランティアセンター運営委員会の開催と多様な団体との連携・協働	①活動室・資器材の提供、ボランティア保険の取り扱い等 ②適切な情報管理と受発信 ③ニーズの多様化に対応した活動支援とコーディネート ④運営委員会の適宜開催と多様な団体との連携・協働					ボランティアが主体性を持って、より意欲的に活動できる拠点整備とボランティアセンターの運営
ボランティアの養成・研修・支援 ①ボランティア活動のきっかけづくりや基礎を学ぶ講習会の実施 ②技術を必要とするボランティア養成講座の実施	①講座目的に即した参加者確保に留意し、ニーズに応じた講座を実施 ②講座目的に即した参加者確保に留意し、ニーズに応じた講座を実施					より多くの市民の方の講座への参加（参加者増）
③シニア層を中心としたボランティア活動への参加促進	③活動メニューの検討		③仕組みづくりとシニア層活動者の育成			ボランティアによる生活支援活動の実施
とよはしボランティアネットワーク事業 各種ボランティアグループによる連携・協働活動	情報交換、協働事業の実施（年次集会、交流事業、紹介冊子等）					ボランティアグループ同士の相互理解の促進と、連携・協働による活動の実施
福祉人材バンク ①インターネットによる職業紹介事業の実施 ②福祉講演会の実施 ③福祉事業所、学校等との連携による人材確保	①福祉のお仕事ネット紹介システムの運用 ②福祉講演会の定期的な開催 ③連携の充実					より多くの求人・求職者情報の登録と就労あっ旋

【2】福　祉　教　育

■ 現状と課題

児童・青少年に対して、ボランティア体験学習を中心とした福祉教育を関係機関やボランティアの協力を得て実施し、一定の成果を得ていますが、学習指導要領の改訂により総合的学習の時間が減っている現在、限られた時間での効果的なプログラムを取り入れる必要があります。また、子どもだけでなく幅広い世代を巻き込んだ地域住民を対象とした福祉教育への取り組みが期待されており、市民の福祉に関する学ぶ機会を充実させ、子どもから大人まで思いやりの心を育みながら、学んだ知識を地域の中で活かせるような福祉教育を推進する必要があります。

■ 今後のとりくみ

障害者団体やボランティアグループ、地域の福祉サービス事業所等と連携し、体験学習を中心とした福祉プログラムを整備し、学校を中心とした地域での福祉教育実践を支援する仕組みづくりが必要です。

（１）社会福祉協力校の委嘱、助成

①小中学校を毎年２校社会福祉協力校に委嘱（３年間）し、手話や点字、視覚障害者ガイドヘルプ、車いすの使用方法など、体験学習などを通して児童、生徒の福祉に対する理解促進に努めます。

②社会福祉協力校の委嘱が終了した学校で、希望する学校を福祉教育研究校に委嘱（２年間）し、継続した福祉教育の推進に努めます。

（２）福祉体験学習

①社会福祉協力校（研究校）を中心に、その他にも福祉体験学習の開催を希望する学校に対して、講師の派遣や高齢者疑似体験セット・体験用車いす等の学習器材を貸し出し、学校における体験学習が効率よく行えるように支援します。

②学校が行う施設体験学習の受入施設調査等のコーディネートを行います。

③夏休み期間を利用した福祉施設での体験学習を実施し、児童・生徒が直接利用者とふれあうことの出来る場や施設の役割について学習することの出来る場の提供に努めます。

④短時間、小規模に対応した新規プログラムの開発に努めます。（新規）

⑤教育委員会が実施する中堅教員（11 年目）社会体験型研修に対し、体験受入福祉施設の調査・調整等、研修が円滑に行えるように支援します。

（3）広報・啓発・情報提供

①福祉啓発ポスター「きっずぼらんてぃあ」、福祉実践教室テキスト「福祉教室ガイド」等を作成配布し、児童・生徒に対する福祉啓発や学校の行う福祉体験学習が円滑に行えるよう支援します。

②教職員用の福祉学習テキスト「ほっぷ！すてっぷ」を作成配布し、教職員の福祉教育への理解促進を図ります。

学校での福祉実践教室（点字学習）

福祉教育　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
社会福祉協力校の委嘱、助成 ①社会福祉協力校の委嘱	→	→	→	→	→	継続的な福祉教育の推進
	H27～H29指定（2校）			H30～H32指定（2校）		
	→	→	→	→	→	
	H25～H27指定（2校）	H28～H30指定（2校）			H31～H33指定（2校）	
	→	→	→	→	→	
	H26～H28指定（2校）		H29～H31指定（2校）			
②福祉教育研究校の委嘱	→	→	→	→	→	
	H27～H28指定（2校）		H29～H30指定（2校）		H31～H32指定（2校）	
	→	→	→	→	→	
	H26～H27指定（2校）	H28～H29指定（2校）		H30～H31指定（2校）		
福祉体験学習 ①福祉体験学習への支援	→	→	→	→	→	多様なメニューによる体験学習の実施
	①学習メニューの提供と円滑な調整					
②施設体験学習の受入施設調査等のコーディネート	→	→	→	→	→	地域に密着した体験学習の実施
	②受入先施設（地域）の開拓と円滑なコーディネート					
③夏休み体験学習の実施	→	→	→	→	→	
	③受入先施設（地域）と連携したプログラムの充実					
④総合的学習時間減に対応したプログラムの開発　☆新規	→	→	→	→	→	総合的学習時間減に対応した効果的な実施
	④検討・協議	④効果的なプログラムによる総合的学習の支援				
⑤中堅教員社会体験型研修への支援	→	→	→	→	→	教員の資質向上と福祉に対する理解促進
	⑤体験受入施設の調査・調整支援による円滑な研修の実施					
広報・啓発・情報提供 ①児童・生徒に対する啓発	→	→	→	→	→	児童・生徒の福祉学習に対する理解促進と教職員の福祉教育への理解促進
	①ポスターや配布冊子の充実					
②教職員に対する啓発	→	→	→	→	→	
	②教職員用の情報提供冊子の充実					

【3】社会参加・居場所づくり・介護予防

■ 現状と課題

少子高齢社会や核家族化、地域における人のつながりが薄れる中で、高齢者や障害者、子育て家庭が社会との関わりを維持することで閉じこもりや孤立化を防止し、交流できる環境を整備する必要があります。

■ 今後のとりくみ

より多くの方が健康で明るく生きがいのある生活が送れるように、気軽に集える場の整備が必要です。

（1）高齢者・障害者（児）の社会参加、生きがいづくり

①高齢者の社会参加や生きがいづくりの支援として、ボランティアの協力による高齢者料理教室等を開催するとともに、ボランティアの確保に努めます。

②在宅障害者（児）の社会参加や生きがいづくりの支援として、ボランティアの協力による在宅障害者料理教室、とよはし障害者青年学級、おもちゃ図書館なかよしライブラリー等を開催するとともに、ボランティアの確保に努めます。

③暮らしている地域で高齢者や障害者（児）、地域住民が気軽に集い、ふれあう事ができる場（地域サロン）の整備に努めます。（新規）

（2）つどいの広場事業

子育て支援のための居場所づくりとして、乳幼児親子が気軽に集える場を設置し、子育て・悩み相談や育児に関する情報提供などを行います。また、より参加しやすい環境整備に努めます。

（3）総合福祉センター、地域福祉センターの運営

地域福祉活動の拠点や高齢者や障害者、親子が利用できる場として、「総合福祉センターあいトピア」、「八町地域福祉センター」、「大清水地域福祉センター」、「牟呂地域福祉センター」、「つつじが丘地域福祉センター」、「東部老人会館」を管理運営し、より利用しやすい環境整備に努めます。また、福祉避難所としての整備も進めます。

（4）ボランティアによる介護予防活動

①市民参加による介護予防活動の推進として、レクリエーションを使った介護予防事業を実施します。

②介護予防教室「笑って元気！」を修了された方々の要望により、自主運営介護予防サロンの立上げと運営を、ボランティアの協力により支援します。

③簡単な読み書きと計算により脳を活性化させ認知症を予防することを目的とした「脳の健康教室」を実施します。

④介護予防活動に協力いただくボランティアスタッフを養成し、人材の確保に努め、より活発な拡がりを図ります。

介護予防教室「笑って元気！」

脳の健康教室

（介護予防事業）

校区を単位として、65 歳以上の方を対象に介護予防のための生活運動機能測定会（スクリーニング）を行い、介護状態となる一歩手前の方を選別し、レクリエーション技法（筋力維持向上のための体操やゲーム等）を使った介護予防教室（笑って元気！）を毎週１回･全１０回実施しています。教室終了後は、参加者の要望により自主運営の介護予防サロンとして継続実施し（原則毎週１回開催、レクリエーションリーダーが運営サポートを行っている）、筋力維持やひきこもり予防、認知症予防に効果が認められています。

（介護予防サロン）

体操とレクリエーション（ゲーム、クラフト、歌等）により楽しく交流しながら、筋力の維持向上など介護予防に必要な取組みを高齢者が自主的に行っています。ボランティア、社協のサポートのもと、校区市民館や地域福祉センターを拠点に、平成 26 年度末現在市内 34 ヶ所で開催され、１箇所 6 名から 25 名程の方が参加されています。

（レクリエーションリーダー）

豊橋市社会福祉協議会主催の「地域で活躍！！レクリエーションリーダー講座」（全６回・年２回開催）を修了したボランティアです。介護予防サロンの運営サポートを行い、体操やレクリエーションの指導を行っています。

社会参加・居場所づくり・介護予防　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
高齢者・障害者（児）の社会参加、生きがいづくり						会場、回数等実情に応じた開催と、ボランティア人材の確保
①高齢者料理教室	→	→	→	→	→	
	①実情に応じた実施とボランティア人材の確保					
②在宅障害者料理教室・とよはし障害者青年学級・おもちゃ図書館なかよしライブラリー	→	→	→	→	→	
	②実情に応じた実施とボランティア人材の確保					
③高齢者いきいきサロンの整備 ☆新規	→	→	→	→	→	
	③運営のあり方や仕組みづくりの検討	③実情に応じた実施とボランティア人材の確保				
つどいの広場事業	→	→	→	→	→	より魅力的な子育て講座や相談事業の実施による利用者増加
	事業継続と相談事業の充実、整備環境					
総合福祉センター、地域福祉センターの運営						地域福祉活動の拠点や高齢者、障害者（児）、親子が利用できる場として充実すると同時に、福祉避難場所としての環境整備
①総合福祉センターあいトピア	→	→	→	→	→	
	①環境整備と福祉避難所機能整備					
②八町地域福祉センター	→	→	→	→	→	
	②環境整備と福祉避難所機能整備					
③大清水地域福祉センター	→	→	→	→	→	
	③環境整備と福祉避難所機能整備					
④牟呂地域福祉センター	→	→	→	→	→	
	④環境整備と福祉避難所機能整備					
⑤つつじが丘地域福祉センター	→	→	→	→	→	
	⑤環境整備と福祉避難所機能整備					
⑥東部老人会館	→	→	→	→	→	
	⑥環境整備					

社会参加・居場所づくり・介護予防　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
ボランティアによる介護予防事業 ①レクリエーションを使った介護予防事業	①ボランティアスタッフの養成と実情に応じた新規会場の実施					市民参加による活動の市内全域への活発な拡がり
②介護予防サロン	②新規会場の実施と既存会場の継続、ボランティアスタッフの養成					
③脳の健康教室	③新規参加者増のための募集方法開拓とボランティアスタッフの養成					

【4】情　報　提　供

■ 現状と課題

社会福祉協議会広報誌「福祉ボラントピアとよはし」（年３回発行）やホームページの運営などで情報提供をしていますが、福祉サービスやボランティア活動について、地域福祉を進める上でより有用な情報を収集するとともに、多様な媒体を通じて情報を提供し、多くの市民が有効に活用できる仕組みづくりを検討する必要があります。

■ 今後のとりくみ

多様な媒体を通じて市民に広く情報を提供できるような仕組みづくりが必要です。

（１）福祉サービスやボランティア活動の情報発信

より多くの市民に広報紙を読んでもらうために、わかりやすく親しみやすい紙面構成に努めます。また、市民の誰もが情報を受け取れるように、情報の入手しやすい手段・方法を検討します。

（２）インターネット等を通じた情報発信

①ホームページを運営し最新のボランティア情報などを提供するよう努めます。

②様々な人たちが情報を入手しやすいような情報ツールの多様化についても検討し、新たな情報媒体を活用した広報の展開に取り組みます。　（新規）

（３）８月 22 日「市民福祉の日」啓発事業の実施

障害者（児）等の当事者が主体的に運営し、子どもから大人まで幅広い市民が参加する「市民福祉の日」啓発事業として「いきいきフェスタ」を実施します。

提供情報　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
福祉サービスやボランティア活動の情報発信 広報誌「福祉ボラントピア豊橋」の全戸配布（年3回）	→	→	→	→	→	広く市民に対する福祉情報の発信
	わかりやすく親しみやすい紙面づくり（掲載内容の充実）					
インターネット等を通じた情報発信 ①ホームページによる情報発信 ・豊橋市社会福祉協議会 ・ボランティアの扉 ・社会福祉施設のあらまし	→	→	→	→	→	ニーズに合った情報の提供と、より多くの市民の方が情報を得ることができる情報ツールの活用
	①最新のボランティア情報の提供					
②新たな情報媒体を活用した情報発信 ☆新規	→	→	→	→	→	
	②多様な情報ツールの調査と検討	②立ち上げ・運営				
8月22日「市民福祉の日」啓発事業の実施	→	→	→	→	→	より多くの幅広い年代層の市民参加
	子どもから大人まで幅広い市民に興味を持ってもらえる内容の検討と実施					

● 安全で住みやすいまち

【1】災害時支援体制の整備

■ 現状と課題

現在、行政には避難行動要支援者として約 1,500 名の高齢者・障害者（児）が登録されていますが、まだまだ支援を必要とする人は多く、災害時は行政の支援が十分に及ばない事態も予測されることから、日頃から地域住民で声かけや見守りを行い、災害時に協力・連携できる体制を整えることが重要です。社協としても災害活動支援推進計画に基づく各事業の取り組みを継続して推進していくことが必要です。

■ 今後のとりくみ

災害活動支援推進計画が有効に機能するよう、行政やボランティア・ＮＰＯ、福祉関係団体・事業者等と連携した体制づくりが必要です。

（1）災害活動支援推進計画の推進

「災害活動支援推進計画」について、社会情勢の変化や新たな課題を反映するために見直しながら、体制の整備と事業継続に努めます。

①第 4 版に基いた推進（平成 25 年度～ 29 年度）

②第 5 版に基いた推進（平成 30 年度～）

（2）災害ボランティアセンターの設置・運営

①災害時に豊橋市との協定に基づき、災害ボランティアセンターを豊橋市と共同で設置・運営します。

②災害ボランティアセンター設置・運営のため、「災害活動支援推進計画」に基づいた体制整備を進め、社協機能を活かした被災者ニーズ収集と福祉サービス、ボランティアによる効果的な支援体制の確立に努めます。

③「東三河ブロック社協災害担当者連絡会」の開催により東三河地域での相互連携を図り、職員派遣等のルール化による相互支援体制の確立を目指します。

（3）災害ボランティアコーディネーターの育成

豊橋市と協働して、災害ボランティアコーディネーターの育成に努めます。

（以下、豊橋市との共催事業）

①災害ボランティアセンターの運営者を養成する災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、災害時に備えて人員の確保に努めます。

②災害ボランティアコーディネーター連絡会を設置し、情報共有に努めます。
③災害ボランティアコーディネーターレベルアップ講座を開催し、資質向上に努めます。

（4）災害時緊急支援用地図システム

ひとり暮らし高齢者見守りボランティア事業登録者の地図情報化により、被災時の支援活動を情報面でサポートするシステムを整備し、実践で有効活用できるよう努めます。

豊橋市総合防災訓練

（災害ボランティアセンター）
災害時に設置される被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ、運営されています。
一般的に、被災した地域の社会福祉協議会、日頃からボランティア活動に関わっている人たち、行政が協働して担うことが多く、被災地外からの災害ボランティアセンター運営経験者が関わる場合もあります。
豊橋市の場合は、大規模災害発生時に市と社会福祉協議会が協議のうえ開設を判断することになっています。開設される場合は、総合福祉センターあいトピアを本部として、①八町地域福祉センター②つつじが丘地域福祉センター③大清水地域福祉センター④牟呂地域福祉センターの４センターが支部として開設されます。そして、災害ボランティアセンターの運営は、主に災害ボランティアコーディネーターが担うことになっています。

災害時支援体制の整備　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
災害活動支援推進計画の推進	→	→	→	→	→	社会情勢の変化や新たな課題を反映するために見直しながら、体制整備と事業継続
	第4版（平成25年度～平成29年度）に基づいた推進			第5版に基づいた推進		
			改訂（第5版）			
災害ボランティアセンターの設置・運営 ①災害ボランティアセンターの設置・運営	→	→	→	→	→	豊橋市との共同による適切なセンターの設置・運営体制の確立
	①豊橋市との共同による災害ボランティアセンターの設置・運営					
②災害活動支援推進計画に基づいた体制整備	→	→	→	→	→	効果的な支援体制の確立
	②計画に基づいた体制整備					
③東三河ブロック社協災害担当者連絡会の開催	→	→	→	→	→	東三河地域での相互連携の確立
	③各社協の状況把握と協力内容の確認					
災害ボランティアコーディネーターの育成 ①災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催 ※豊橋市と共催	→	→	→	→	→	災害ボランティアコーディネーターの人員確保
	①養成講座の開催とコーディネーターの確保					
②災害ボランティアコーディネーター連絡会の開催 ※豊橋市と共催	→	→	→	→	→	災害ボランティアコーディネーターの資質向上や情報共有
	②連絡会の定期的開催と内容充実					
③災害ボランティアコーディネーターレベルアップ講座の開催 ※豊橋市と共催	→	→	→	→	→	
	③レベルアップ講座の開催と内容充実					
災害時緊急支援用地図システム	→	→	→	→	→	ひとり暮らし高齢者の把握と実践でのシステム有効活用
	情報登録システム整備					

● 安心して暮らし続けられるまち

【1】在宅支援

■ 現状と課題

少子高齢社会が進行する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに生活するためには、自助、互助、共助、公助を組み合わせて地域で支えあう仕組みづくりが必要です。

自立した生活や社会参加支援のために、地域住民による自助、互助活動の促進を図るための啓発や人材育成を推進する取り組みも重要ですが、同時に介護保険等の公的なサービスの質の向上と充実が求められています。

■ 今後のとりくみ

利用者本位に立った公的な介護・福祉等のサービスを充実させることで、誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要です。

（1）介護保険・障害者自立支援事業

高齢者・障害者（児）の自立した生活を支援するため、介護保険法・障害者総合支援法による質の高い介護・福祉サービスを提供するための体制整備と人材の確保に努めます。

（2）介護保険関係事業者等連絡会

市内の介護保険事業の適正な運営を図るため、介護保険事業所の支援、サービスの質の向上のための研修や交流、情報提供の充実に努めます。

（3）地域包括支援センター

①保健・福祉・医療との連携を強化し、高齢者の心身の健康維持や介護予防のための支援を実施し、地域包括ケアの実現に向けて、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりとネットワークの充実に努めます。

②医療機関との連携を強化し、初期の認知症高齢者の支援に努めます。

在宅支援　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
介護保険・障害者自立支援事業	人材の確保、介護サービスの質の向上、コンプライアンスの確保					人材確保と効果的な研修による介護サービスの質の向上と、健全な事業運営
介護保険関係事業者等連絡会 ①介護サービスの質の向上	①研修・講演会の実施、介護サービスの質の向上					介護保険事業者に対する研修や情報提供による介護サービスの質の向上と、事業の適性化
②介護保険事業所の連携の強化	②介護保険事業所の連携・交流、ガイドブック作成や情報提供					
地域包括支援センター ①地域包括ケア体制の充実	①地域包括ケア体制の構築、介護予防事業（二次予防）の充実					関係機関と連携した地域包括ケアの推進と、高齢者に身近な地域での二次予防事業の実施
②医療機関との連携強化	②医療機関との連携強化、電子連絡帳の活用					

【2】権利擁護・相談援助

■ 現状と課題

多くの相談窓口が対象者別にあることで相談者にとってわかりにくいだけでなく、相談窓口間の連携が不十分で適切な相談につながらない場合があります。そのため、相談窓口の周知を図るとともにワンストップで対応ができるような相談支援体制が必要となると同時に、地域の実情やニーズを主体的に把握するための取り組みが求められています。

■ 今後のとりくみ

相談窓口の充実と、関係機関と連携した支援体制の構築が必要です。

（1）日常生活自立支援事業

①判断能力が十分でないために日常生活を営むことに支障がある高齢者・障害者に対して、生活費等の金銭管理や福祉サービスの利用支援を行い、権利擁護や自立した生活の維持に努めます。

②単身世帯や高齢者世帯の増加により何らかの支援が必要な認知症高齢者の増大が見込まれる中、自立した生活を支援するための生活支援員の確保を図ります。

③判断能力がなくなり、成年後見制度の利用が必要となった高齢者や障害者に対して、成年後見支援センターと協働して支援を行います。

（2）成年後見支援センター

①精神上の障害などにより判断能力が不十分な認知症高齢者や障害者等で、日常生活を営む上で支障があるために、財産管理や生活・療護看護に関する法律行為についての支援が必要な方が、成年後見制度を利用して安心して生活ができるように相談体制を整備するとともに、必要に応じて法人後見を受任して後見人としての支援を実施します。

②市民後見人養成の必要性と支援体制のあり方について、検討していきます。

（3）相談事業（福祉・介護・法律・権利擁護）

①市民の多様なニーズを把握して市民生活をサポートするために、相談窓口の周知と機能強化を図るとともに、問題の解決に向けてワンストップで対応できるように、各事業部門間の横断的な相談体制の整備に努めます。（新規）

②相談窓口に来ることが困難な方や潜在的なニーズに対応するために、関係機関や民生委員と協力して、問題を抱えた世帯の状況の把握に努めます。

（４）福祉資金の貸付事業

①福祉資金の貸付及び償還指導を通して、関係機関と連携して相談援助を行うことで、離職者や低所得者、障害者の生活の再生と自立支援に努めます。

②償還金の滞納世帯に対して、自立のための支援を積極的に行うとともに、適切な債権管理と償還指導に努めます。

（５）生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える問題に対して、必要に応じて情報提供やアドバイスを行い、継続的に支援ができるよう、自立支援計画を策定します。（新規）

（日常生活自立支援事業と成年後見制度）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、判断能力が不十分な人に対する援助方法は「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」があります。

２つの制度はよく似ていますが、「日常生活自立支援事業」は、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等に限定していることに対して、「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を援助することができます。場合によっては２つの制度を併用することもあります。

この２つの制度の利用などに関して相談に応じているのが「豊橋市成年後見支援センター」で、平成 25 年度に開設されました。専門員が本人の状況に応じて制度の利用についてアドバイスいたします。

権利擁護・相談援助　年次計画

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年後の到達点
日常生活自立支援事業 ①生活支援員の確保と契約数の増加 ②成年後見制度への引継ぎ	①生活支援員の確保と契約ケースの増加 ②成年後見制度への引継ぎ					生活支援員の確保と成年後見制度への円滑な引継ぎ
成年後見支援センター ①成年後見制度の利用促進 ②法人後見の受任 ③市民後見人	①成年後見制度の普及啓発、講演会の開催 ②法人後見の受任、後見業務の実施 ③検討・協議	③市民後見人の養成		③市民後見人の活動支援		成年後見制度の周知促進と、法人後見の受任、市民後見人の養成
相談事業（福祉・介護・法律・権利擁護） ①相談体制の充実 ☆新規 ②他機関との連携	①検討・協議 ②他機関との連携強化	①各事業部門間の横断的な相談体制の充実				多様なニーズに対応できるワンストップとなる相談窓口の整備と、関係機関との連携促進
福祉資金の貸付事業 ①離職者や低所得者、障害者の生活支援と自立支援 ②債権管理と償還指導の実施	①生活支援と自立援助の充実、他機関との連携強化 ②適切な債権管理と償還指導の充実					福祉資金貸付制度の適切な運営と、他機関との連携を通した借受人の自立支援
生活困窮者自立相談支援事業 ☆新規	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業の実施					生活困窮者の自立促進

3 第3章 資　料

1．介護保険外の生活支援サービスニーズ調査について

（1）趣　旨

この調査は、利用要件に合致しないなど何らかの理由で必要な支援が利用できていない、または、将来において新たなサービスや支援体制の整備が必要となることが見込まれるケースなどの潜在的なニーズを把握し、地域福祉活動計画の策定にあたり、今後、ボランティアによる支援や介護保険外サービスなどの新たな生活支援サービスによるニーズ対応を検討していくための統計資料とすることを目的として実施しました。

なお、本調査時点（平成２５年１２月）での豊橋市におけるプラン利用件数は、居宅介護支援事業所 4,923 件、地域包括支援センター 2,689 件、全体で 7,612 件で、今回の調査における対象件数は、居宅介護支援事業所の 25％、地域包括支援センターの 35％、全体の 29％になります。

（2）調査対象者及び調査方法

①調査対象者は本会居宅介護支援事業所のケアマネジャー及び地域包括支援センター職員

②担当件数は、各ケアマネジャー及び職員の平成２５年１２月分のプラン作成件数（地域包括支援センターで二次予防プランを作成している利用者については対象外）

③日頃の支援の中で、アセスメント等で把握している状況に基づき回答

④サービスの内容（ニーズ）ごとに、担当件数のうちで現在もしくは近い将来に必要性がある（＝ニーズがある）と思われる利用者の件数を「ニーズ有り」に数字で記入（既存の介護保険サービス等でニーズに対応できている場合は該当なし）

⑤１世帯で複数のプランを作成している場合は該当する人数分をカウント

⑥各項目ごとに、「ニーズ有り」に記入した件数のうち、経済的な理由等により、小額でも有償となるサービスでは利用ができないと想定される場合があれば、「有償は不可」の記載欄に該当する件数を記入

⑦「買い物」は、一人で買い物に行くことができない場合、心身の状態によるものか、環境や社会資源の不足によるものかを検討した上で、どのようなニーズがあるのかを判断

⑧「外出援助」、「通院」、「掃除」、「ごみ出し」、「修繕・交換」は、ボランティアによる援助を想定した質問で、ある程度軽易な事柄について該当するニーズがある場合に記入（既存の介護保険サービス等を利用することで十分に対応できている場合は

該当しない。また、専門の業者や特定の資格、設備がないと出来ないような支援については対象外）

⑨「事務手続き」は、手続きを行うための必要な書類を作成する上で、アドバイスや書類の記入などの事務的な支援の必要性の有無を判断（手続きのために外出援助が必要な場合は、「外出援助」の項目に記入）

⑩「居場所」は、介護予防や閉じこもり防止など、居場所を提供することで利用者の心身の状態に良い影響を及ぼすことが期待でき、ニーズがあると認められる場合に記入（高齢者サロンのうち、「介護予防型」は、転倒防止や筋力アップ等を目的としたもの、「会食･給食型」は、昼食などの食事を楽しむことを目的としたもの、「ふれあい・居場所」型は、２つのタイプ以外のもので、カラオケや簡単なレクリエーション、お茶などを楽しむことを目的としたもの）

⑪「趣味･生活」は、利用者の支援を行う上で、インフォーマルなサービスとしてニーズがある場合に記入

⑫「入院・入所」、「賃貸住宅」で、保証人の確保に関する項目は、保証人が確保できないために、必要なサービスが利用できていないケースがあるかどうかを確認するためのもの

⑬「預託・財産管理」は、利用者や家族による金銭管理が十分にできないために、お金や重要書類の預かり支援を第三者が行う必要があるかを判断

⑭「成年後見」は、現在、判断能力が十分でなく、預金・財産の活用や悪質商法等の被害防止のために、成年後見制度の利用が必要な場合には、「制度の利用が望ましい」に記入（手続き支援のニーズについては、本人や家族等による成年後見の申し立てに支障があり、第三者が支援を行う必要がある場合に記入）

⑮「死後の対応」は、身寄りがなかったり、親族関係が日頃から良好でないために、利用者が亡くなった場合に、第三者による支援が必要な場合に記入（あらかじめ、弁護士や司法書士、適切な相続人が確保されている場合は該当しない）

⑯「その他」（自由記載欄）は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように支援していく上で、既存の介護保険サービスや障害福祉サービス、その他のサービスや社会資源では十分に対応できない場合に、どのような制度（仕組み）やボランティア、福祉サービスや地域のネットワークがあると良いか意見があれば記入

（３）調査結果

豊橋市社会福祉協議会における平成 25 年 12 月分のプラン作成件数は２，１９２件で、居宅介護支援事業所分が１，２４６件、地域包括支援センター分が９４６件です。

「買い物」、「外出援助」、「通院」、「掃除」、「ごみ出し」、「修繕･交換」、「事務手続き」、「居場所」、「趣味･生活」、「入所･入院」、「賃貸住宅」、「預託（預かり）･財産管理」、「成年後見」、「死後の対応」の１４の項目について、居宅介護支援事業所ケアマネジャー及び地域包括支援センター職員を対象に、介護保険外の生活支援サービスのニーズ調査を実施しました。

介護保険外の生活支援サービスニーズ調査（集計）

（平成２５年１２月分プラン作成者数）

◆調査時の豊橋市における利用件数

- 居宅介護支援事業所　4,923件
- 地域包括支援センター　2,689件
- 全体　7,612件

全体	担当件数
	2,192

※市全体の29%

＝

居宅	担当件数
	1,246

※居宅全体の25%

＋

包括	担当件数
	946

※包括全体の35%

区分	介護保険サービス以外で支援が必要なサービスの内容	全体				居宅介護支援事業所				地域包括支援センター			
		ニーズ有り		有償は不可		ニーズ有り		有償は不可		ニーズ有り		有償は不可	
該当した延べ件数（担当件数１件当たり）		2,772	(1.27)	788		766	(0.62)	218		2,006	(2.12)	570	
買い物	商店までの付き添い・介助	⑧ 103	4.7%	33	32.0%	⑦ 34	2.7%	13	38.2%	⑫ 69	7.3%	20	29.0%
	商店までの交通手段の確保（コミュニティバスなど）	⑩ 94	4.3%	17	18.1%	8	0.6%	0	0.0%	⑤ 86	9.1%	17	19.8%
	商品の配達・配送（日用品・食料品など）	⑨ 100	4.6%	31	31.0%	⑩ 24	1.9%	8	33.3%	⑨ 76	8.0%	23	30.3%
	商品の配達・配送（米・酒・灯油など重いもののみ）	③ 162	7.4%	31	19.1%	⑧ 31	2.5%	8	25.8%	③ 131	13.8%	23	17.6%
	移動売店（自動車など）の訪問による販売	37	1.7%	17	45.9%	7	0.6%	4	57.1%	30	3.2%	13	43.3%
	その他（　　）	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－
外出援助	散歩のための付き添い	⑥ 121	5.5%	40	33.1%	③ 44	3.5%	20	45.5%	⑧ 77	8.1%	20	26.0%
	外食・喫茶のための付き添い	27	1.2%	9	33.3%	11	0.9%	4	36.4%	16	1.7%	5	31.3%
	理美容院の利用のための援助	58	2.6%	17	29.3%	16	1.3%	2	12.5%	42	4.4%	15	35.7%
	趣味や社会参加のための援助	17	0.8%	5	29.4%	3	0.2%	1	33.3%	14	1.5%	4	28.6%
	お墓参りのための援助	9	0.4%	3	33.3%	4	0.3%	1	25.0%	5	0.5%	2	40.0%
	市役所など行政機関の手続きのための援助	⑮ 69	3.1%	24	34.8%	⑨ 28	2.2%	10	35.7%	41	4.3%	14	34.1%
	金融機関などの手続きのための援助	37	1.7%	12	32.4%	15	1.2%	2	13.3%	22	2.3%	10	45.5%
	その他（　　）	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－
通院	病院へ通うための付き添い・介助	④ 138	6.3%	41	29.7%	① 55	4.4%	14	25.5%	⑥ 83	8.8%	27	32.5%
	病院までの交通手段の確保（コミュニティバスなど）	⑪ 93	4.2%	25	26.9%	14	1.1%	2	14.3%	⑦ 79	8.4%	23	29.1%
	病院内での付き添い・介助	⑦ 117	5.3%	31	26.5%	④ 43	3.5%	6	14.0%	⑩ 74	7.8%	25	33.8%
	処方薬受け取りのための付き添い・介助	⑫ 88	4.0%	28	31.8%	⑥ 36	2.9%	7	19.4%	⑮ 52	5.5%	21	40.4%
	その他（一緒に医師の説明を聞く）	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	－	1	0.1%	0	0.0%
掃除	庭掃除・草むしり	64	2.9%	14	21.9%	⑪ 20	1.6%	3	15.0%	⑯ 44	4.7%	11	25.0%
	その他（　　）	31	1.4%	10	32.3%	15	1.2%	3	20.0%	16	1.7%	7	43.8%
	大掃除（年１回程度）	⑬ 78	3.6%	22	28.2%	⑬ 18	1.4%	4	22.2%	⑭ 60	6.3%	18	30.0%
	お墓の掃除	3	0.1%	1	33.3%	1	0.1%	0	0.0%	2	0.2%	1	50.0%
	ごみ屋敷の片付け	8	0.4%	4	50.0%	5	0.4%	2	40.0%	3	0.3%	2	66.7%
	その他（　　）	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－
ごみ出し	ごみの分別	15	0.7%	6	40.0%	6	0.5%	0	0.0%	9	1.0%	6	66.7%
	ごみステーションへの持ち込み	36	1.6%	18	50.0%	8	0.6%	3	37.5%	28	3.0%	15	53.6%
	大きなごみの処分	42	1.9%	22	52.4%	10	0.8%	3	30.0%	32	3.4%	19	59.4%
	その他（　　）	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－

区分	介護保険サービス以外で支援が必要なサービスの内容	全体				居宅介護支援事業所				地域包括支援センター			
		ニーズ有り		有償は不可		ニーズ有り		有償は不可		ニーズ有り		有償は不可	
修繕・交換	家屋の一部（　　）	30	1.4%	17	56.7%	10	0.8%	3	30.0%	20	2.1%	14	70.0%
	電化製品（　　）	32	1.5%	18	56.3%	9	0.7%	3	33.3%	23	2.4%	15	65.2%
	照明器具（　　）	34	1.6%	18	52.9%	10	0.8%	3	30.0%	24	2.5%	15	62.5%
	障子・ふすま	25	1.1%	16	64.0%	5	0.4%	2	40.0%	20	2.1%	14	70.0%
	その他（　　）	5	0.2%	1	20.0%	2	0.2%	0	0.0%	3	0.3%	1	33.3%
事務手続き	所得税などの申告手続きの援助	38	1.7%	11	28.9%	14	1.1%	3	21.4%	24	2.5%	8	33.3%
	社会保険・年金などの事務手続きの援助	48	2.2%	19	39.6%	⑬ 18	1.4%	7	38.9%	30	3.2%	12	40.0%
	その他（　　）	4	0.2%	1	25.0%	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%	1	50.0%
居場所	高齢者サロン（ふれあい・居場所）	⑤ 136	6.2%	27	19.9%	⑮ 17	1.4%	11	64.7%	④ 119	12.6%	16	13.4%
	高齢者サロン（会食・給食）	⑮ 69	3.1%	14	20.3%	3	0.2%	1	33.3%	⑬ 66	7.0%	13	19.7%
	高齢者サロン（介護予防）	⑭ 74	3.4%	12	16.2%	0	0.0%	0	－	⑩ 74	7.8%	12	16.2%
	趣味のグループ	24	1.1%	5	20.8%	2	0.2%	0	0.0%	22	2.3%	5	22.7%
	その他（　　）	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	－	2	0.2%	0	0.0%
趣味・生活	定期的な見守り・声かけ・安否確認	② 189	8.6%	48	25.4%	⑤ 39	3.1%	19	48.7%	② 150	15.9%	29	19.3%
	話し相手・傾聴	① 273	12.5%	64	23.4%	② 47	3.8%	16	34.0%	① 226	23.9%	48	21.2%
	朗読・読み聞かせ	5	0.2%	1	20.0%	1	0.1%	0	0.0%	4	0.4%	1	25.0%
	碁・将棋の相手	6	0.3%	3	50.0%	4	0.3%	1	25.0%	2	0.2%	2	100.0%
	パソコン指導	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	－	1	0.1%	0	0.0%
	その他（　　）	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－
入院入所	入院・入所に必要な保証人、身元引受人の確保	22	1.0%	5	22.7%	13	1.0%	3	23.1%	9	1.0%	2	22.2%
	その他（　　）	3	0.1%	0	0.0%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	－
賃貸住宅	賃貸住宅の申込み、入居の手続き支援	5	0.2%	2	40.0%	4	0.3%	2	50.0%	1	0.1%	0	0.0%
	入居に必要な保証人の確保	9	0.4%	2	22.2%	5	0.4%	2	40.0%	4	0.4%	0	0.0%
預託（預かり）・財産管理	現金	17	0.8%	9	52.9%	13	1.0%	7	53.8%	4	0.4%	2	50.0%
	預金通帳・印鑑	21	1.0%	8	38.1%	⑮ 17	1.4%	6	35.3%	4	0.4%	2	50.0%
	保険や不動産などの証書	5	0.2%	0	0.0%	3	0.2%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%
	有価証券（国債・地方債・社債・株券・小切手・手形）	1	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	－
	その他（　　）	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－
成年後見	成年後見制度の申立て（制度の利用が望ましい）	36	1.6%	3	8.3%	⑫ 19	1.5%	2	10.5%	17	1.8%	1	5.9%
	成年後見制度の申立て手続き支援	23	1.0%	1	4.3%	9	0.7%	0	0.0%	14	1.5%	1	7.1%
	成年後見人（候補者）の確保（身寄りがない等のため）	17	0.8%	0	0.0%	8	0.6%	0	0.0%	9	1.0%	0	0.0%
	成年後見制度を利用するための費用援助	8	0.4%	1	12.5%	3	0.2%	0	0.0%	5	0.5%	1	20.0%
死後の対応	死亡届・火葬などの事務手続き	22	1.0%	8	36.4%	11	0.9%	3	27.3%	11	1.2%	5	45.5%
	家財道具等の処分	24	1.1%	8	33.3%	12	1.0%	3	25.0%	12	1.3%	5	41.7%
	埋葬・永代供養の手続き	16	0.7%	5	31.3%	6	0.5%	1	16.7%	10	1.1%	4	40.0%
	その他（　　）	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－	0	0.0%	0	－

全体として、地域包括支援センターが支援する利用者について該当した調査項目の延べ件数は２，００６件であったのに対して、居宅介護支援事業所の利用者について該当した調査項目の延べ件数は７６６件でありました。また、地域包括支援センターの担当件数１件当たりの該当延べ件数は２．１２件で、居宅介護支援事業所の利用者の件数の約３．５倍あり、要支援の利用者の方が、①介護保険制度における制約、②本人の心身の状態や家族との関わり、③介護予防の観点からの積極的なニーズの掘り起こしといった理由から、より多くの該当する項目が報告されたものと推察されます。

ニーズの多い項目として、「買い物」、「外出援助」、「通院」、「掃除」、「居場所」、「趣味･生活」があげられます。地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の利用者のニーズを比較した場合、本人の心身の状態像が異なるためにニーズの分布にも相違が見られます。

今回の調査では、現行の介護保険制度を中心とする介護・福祉サービスを活用して、ある程度自立した生活を送っている利用者を調査対象としているために、介護保険外サービスを必要とする割合は、比較的少ない結果となっています。ただし、地域包括支援センターが支援する利用者については、ある程度自力で外出できる場合が多いため、本人が買い物や通院をするための交通手段の確保や高齢者サロンなどへのニーズが高く、社会との関わりを維持するためのインフォーマルなサービスが求めれている現状が見てとれます。居宅介護支援事業所の利用者については、行政機関や社会保険・年金などの手続きの援助や預金通帳・印鑑の管理など、介護保険で十分に対応できないニーズについて、代替となるサービスを利用できていないなど、日常生活において何らかの支障が生じているものと推察されます。

今後も、後期高齢者の増加に伴う認知症や要介護の高齢者が増大する一方で、家庭の介護力や地域社会のつながりが弱体化しており、住み慣れた地域の中で、自立した生活を支える仕組みをあらたに整備、再構築していく必要性がますます大きくなってきています。

２．計画策定の経過

（１）「地域福祉活動計画策定委員会」の開催

開　催	年　月　日	内　　容
第１回	H24.11.12	・策定趣旨と今後のタイムスケジュールについて ・豊橋市地域福祉計画と児童、高齢者、障害者、ボランティア等の状況について ・豊橋市社会福祉協議会の現状について ・国の施策、地域福祉の動向について
第２回	H25.2.25	・策定作業部会の開催状況について ・計画の基本理念・基本目標について ・策定作業部会において協議された現状と課題について
第３回	H26.8.27	・策定趣旨と今後のタイムスケジュールについて ・計画の基本理念・基本目標について ・策定作業部会において協議された現状と課題について
第４回	H27.3.19	・策定委員会、策定作業部会、ワーキングの開催状況及び介護保険外の生活支援サービスニーズ調査の実施について ・地域福祉活動計画（案）について

（２）「地域福祉活動計画策定委員会」委員名簿

	氏　　名	役　職　名　等
1	鈴 木　佳 和	豊橋市自治連合会長
2	光 嶋　隆 一	豊橋市民生委員児童委員協議会長
3	金 田　好 正	豊橋市老人クラブ連合会長
4	山 下　　徹	豊橋障害者（児）団体連合協議会長
5	中 島　章 裕	豊橋保育協会長
6	山 本　和 彦	豊橋市医師会副会長
7	石 黒　拓 夫	豊橋市福祉事業会常務理事 （社会福祉施設代表）
8	桂 川　育 子	豊橋市更生保護女性会長
9	鈴 木　康 弘	牛川小学校長 （豊橋市立小中学校長会代表）
10	阿 部　弘 子	とよはしボランティアネットワーク
11	河 合　亮 二	豊橋市福祉部長兼福祉事務所長
12	近 藤　洋 二	豊橋市社会福祉協議会常務理事

（３）「地域福祉活動計画策定委員会」設置要綱

（目的及び設置）

第１条　豊橋市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、計画の基本方針その他必要な事項について、地域福祉活動の推進を幅広い視野から協議し、本計画に反映させるため、豊橋市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　策定委員会は、別表に掲げる者で組織し、豊橋市社会福祉協議会会長が委嘱する。

２　策定委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

（任期）

第３条　委員の任期は、委嘱をした日から平成 27 年３月 31 日までとする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、豊橋市社会福祉協議会常務理事をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。

３　委員長は、委員会の会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議等）

第５条　策定委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

２　策定委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第６条　策定委員会の事務局は、豊橋市社会福祉協議会内に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年８月２７日から施行する。

別表（第２条関係）

	所　　属
1	豊橋市自治連合会
2	豊橋市民生委員児童委員協議会
3	豊橋市老人クラブ連合会
4	豊橋障害者（児）団体連合協議会
5	豊橋保育協会
6	豊橋市医師会
7	社会福祉施設代表
8	豊橋市更生保護女性会
9	教育機関代表
10	ボランティア代表
11	豊橋市福祉部
12	豊橋市社会福祉協議会

（４）「地域福祉活動計画策定作業部会」の開催

開　催	年　月　日	内　　容
第１回	H25.1.24	・策定趣旨と今後のタイムスケジュールについて ・第１回策定委員会での提出資料について ・豊橋市社会福祉協議会の事業と課題について
第２回	H25.2.5	・豊橋市社会福祉協議会の事業と課題について
第３回	H26.8.29	・策定趣旨と今後のタイムスケジュールについて ・計画の基本理念・基本目標について ・策定作業部会において協議された現状と課題について
第４回	H27.1.20	・ワーキングの開催状況について ・地域福祉活動計画素案について
第５回	H27.2.20	・地域福祉活動計画素案について

（５）「地域福祉活動計画策定作業部会」部会員名簿

	氏　　名	役　職　名　等
1	木 村　昌 弘	豊橋市福祉部福祉政策課長
2	吉 原　郁 仁	豊橋市福祉部子育て支援課長
3	大 川　照 人	豊橋市福祉部長寿介護課長
4	西 尾　康 嗣	豊橋市福祉部障害福祉課長
5	中 山　久 美 子	豊橋市文化市民部市民協働推進課長
6	宮 崎　正 道	豊橋市教育部学校教育課長
7	太 田　育 郎	特別養護老人ホーム　さわらび荘施設長 ※社会福祉施設（高齢者）
8	田 中　友 久	障害者支援施設　豊橋ちぎり寮長 ※社会福祉施設（児童・障害者）
9	本 田　栄 子	とよはしボランティアネットワーク
10	松 井　晴 男	豊橋市社会福祉協議会事務局長

	地域福祉活動計画に関連する市の計画	担　当　課
1	豊橋市地域福祉計画	豊橋市福祉政策課
2	豊橋市高齢者福祉・介護保険事業計画	豊橋市長寿介護課
3	豊橋市障害者福祉計画 豊橋市障害者自立支援事業計画	豊橋市障害福祉課
4	豊橋市次世代育成支援行動計画	豊橋市子育て支援課
5	豊橋市市民協働推進計画	豊橋市市民協働推進課

（６）「地域福祉活動計画策定作業部会」設置要綱

（目的及び設置）

第１条　豊橋市地域福祉活動計画の策定にあたり、必要な企画、調査及び研究を行うため、豊橋市地域福祉活動計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　作業部会は、別表に掲げる団体の構成員をもって組織する。

（任期）

第３条　部会員の任期は、委嘱をした日から平成 27 年３月 31 日までとする。

２　補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第４条　作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

２　部会長は、豊橋市社会福祉協議会事務局長をもって充て、副部会長は、部会長が指名する。

３　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

（関係者の出席）

第５条　部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第６条　作業部会の事務局は、豊橋市社会福祉協議会内に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は豊橋市社会福祉協議会会長が定める。

付則

この要綱は、平成 24 年 10 月１日から施行する。

この要綱は、平成 26 年８月 27 日から施行する。

別表（第２条関係）

	所　　属
1	豊橋市福祉部福祉政策課
2	豊橋市福祉部長寿介護課
3	豊橋市福祉部障害福祉課
4	豊橋市福祉部子育て支援課
5	豊橋市文化市民部市民協働推進課
6	豊橋市教育部学校教育課
7	社会福祉施設（高齢者）
8	社会福祉施設（児童・障害者）
9	とよはしボランティアネットワーク
10	豊橋市社会福祉協議会

３．社会福祉法（抄）

（目的及び設置）

第１条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第３条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第４条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第６条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

１　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

２　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

３　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体

であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

１　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

２　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

３　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

４　前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第 252 条の 20 に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第１項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第１項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の５分の１を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

４．市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）抜粋

市町村地域福祉計画

（２）計画策定の体制と過程

①～⑤ 略

⑥ 市区町村社会福祉協議会の役割

○ 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

○ なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

（平成 14 年 1 月 28 日社会保障審議会福祉部会より）

豊橋市地域福祉活動計画

平成 27 年 3 月発行　　発行：社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会

社会福祉法人　豊橋市社会福祉協議会

TEL　0532−52−1111（代表）　　FAX　0532−52−1112

〒 440-0055　愛知県豊橋市前畑町 115 番地（豊橋市総合福祉センターあいトピア内）
ホームページ　http://www.toyohashi-shakyo.or.jp/

やさしさを人から人へ